

消防訓練をしましょう！

～防火管理者の選任が必要な防火対象物には、消防訓練を定期的に行うことが義務付けられています！！(消防法第8条)～

消防訓練の種別と回数について

種 別	回 数	
	特定防火対象物 ※1	非特定防火対象物 ※2
消 火 訓 練	年 2 回以上	消防計画に定める回数 (年 1 回以上)
避 難 訓 練		
通 報 訓 練	消防計画に定める回数 (年 1 回以上)	

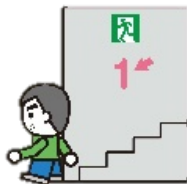
※1 特定防火対象物とは、不特定多数の方が利用する防火対象物。

※2 非特定防火対象物とは、※1 以外の防火対象物。詳しくは消防法施行令別表第1を参照。

訓練の種類について

【消火訓練】

- *訓練用消火器を使ってみる。
- *屋内消火栓のホースを延ばしてみる、または使い方を確認する。



コロナ禍で訓練が出来ないです…

そんなことはありません！
詳しくは裏面へ★



【避難訓練】

- *安全な避難経路で避難してみる。
- *避難者を避難誘導してみる。
- *放送設備を使用し、避難誘導を試みる。

【通報訓練】

- *119番通報を実際に行ってみる。
- 119番通報前に通信指令課に連絡をしてください。(TEL32-9141)



※特定防火対象物が訓練を行う前にはあらかじめ届出が必要です！

■ 電子申請

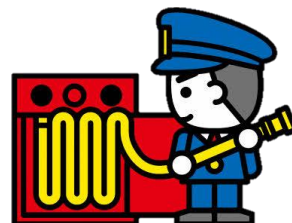
- 【自衛消防訓練通知書】(マイナポータル・ぴったりサービス)はこちら→



コロナ禍でも出来ることを 行いましょう！！

消火訓練

- * 消火器や屋内消火栓の位置を確認する。
- * 消火器や屋内消火栓がすぐに取り出して使えるか確認する。
- * 消火器や屋内消火栓などの使い方を確認する。



避難訓練

- * 放送設備の使い方を確認する。
- * 放送設備の放送要領(内容)を確認する。
- * 避難経路に障害となる物品が放置されていないか確認する。
- * 避難器具の使い方を確認する。
※避難器具を使用する際は、安全管理に留意し行ってください。

通報訓練

- * 模擬通報訓練を試みる。
- * 事業所内での連絡体制を確認する。



Point!!

訓練は、**三密を回避**して行いましょう。

人数を半数にして 2 回実施するなどの対策を取りましょう！

《訓練の相談、お問い合わせ》

松江市北消防署 TEL 32-9151

松江市南消防署 TEL 22-1191

または管轄の分署・出張所
にお問い合わせください。

